

沼津駅付近鉄道高架事業に関する P I 委員選考委員会 設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、沼津駅付近鉄道高架事業に関する P I 委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）と称す。

(設置)

第 2 条 選考委員会は、静岡県が設置する。

(目的)

第 3 条 選考委員会は、沼津駅付近鉄道高架事業においてパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）方式を導入し、市民との合意形成におけるプロセスの透明性、客観性及び公正性を確保するために設置する「(仮称)沼津駅付近鉄道高架事業に関する P I 委員会」の委員（以下「P I 委員」という。）を選考することを目的とする。

(所掌事項)

第 4 条 選考委員会は、前条の目的を達成するために以下の事項を実施する。

- (1) P I 委員の選考
- (2) (1) にあたり必要となる、P I の基本的なあり方の検討
- (3) その他必要事項

(組織)

第 5 条 選考委員会は、知事が委嘱した委員をもって組織する。

(第三者性)

第 6 条 委員は、選考委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、P I 委員の選考終了日までとする。

(運営)

第 8 条 選考委員会の会議は、個人に関する情報に該当する場合を除き公開する。会議録及び会議資料についても同様とする。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、任期終了後も同様とする。

(事務局)

第 10 条 選考委員会の事務局は、静岡県交通基盤部都市局街路整備課及び沼津土木事務所都市計画課に置く。

2 事務局は、選考委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。